

通商の流れ理論に基づく不確かな人的管轄権：第 3 部

筆者：スザンヌ・E・レコック

本記事は、3つの部から構成されており、未だに通商の流れ理論を非居住者である被告に対する人的管轄権行使可否の判断に用いてよいかについて論述する記事です。この議題は今日の商業界において、非居住者である企業を訴えたい原告にとっても、訴えられ得る地区を把握したい非居住者である被告にとっても、極めて重要な部分です。

本記事は、3つの部¹から構成されており、未だに通商の流れ理論を非居住者である被告に対する人的管轄権行使可否の判断に用いてよいかについて論述する記事です。この議題は今日の商業界において、非居住者である企業を訴えたい原告にとっても、訴えられ得る地区を把握したい非居住者である被告にとっても、極めて重要な部分です。

特許訴訟について、連邦巡回区控訴裁判所と多くの連邦地方裁判所は、善かれ悪しかれ、まだ *Beverly Hills Fan* 判例²に頼っていて、2017 年の米国最高裁判所による *Bristol-Myers Squibb* 判例³を連邦知的財産訴訟に適用していません。非居住者である被告は、自

¹ 第 1 部（弊所 6 月ニュースレターにて掲載 <https://oshaliang.com/newsletter/personal-jurisdiction-uncertain-based-on-stream-of-commerce-part-i/>）において、*Beverly Hills* 判例と、通商の流れ理論テストが未だに *BMS* 判例後の特許侵害訴訟事件における人的管轄権行使を判断するのに存立可能な道であるかについて説明します。第 2 部（弊所 7 月ニュースレターにて掲載 <https://oshaliang.com/newsletter/personal-jurisdiction-uncertain-based-on-stream-of-commerce-part-ii/>）において全体的に、人的管轄権、デュープロセス、及び人的管轄権に関連する通商の流れ理論の原点について論じます。

² *Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp.*, 21 F.3d 1558 (Fed. Cir. 1994).

³ *Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court of Cal., San Francisco Cty.*, __ U.S. __, 137 S. Ct. 1773 (2017) (“*BMS*”) (86 頁、カリフォルニア州居住者、592 頁、州裁判所での非居住者による米国処方薬製造業者薬害訴訟事件)

身が人的管轄権行使の対象になる状況とならない状況、そして、それぞれの地方裁判所の意見の齟齬を意識し続けるべきです。

Bristol-Myers Squibb 判例

BMS 判例は今、特别人的管轄権に関して、物議を醸し、幾分人心を動揺させる判例になっています。完全に州外で起きた事件及び権利侵害に関わった州外の企業に対して州裁判所が一般又は特別管轄権を行使して製造物責任請求に対して判決を下し得るかを明確にする試みで、裁判所により、8 対 1 との圧倒的な賛成多数をもって判決が下されたものの、その判決に及ぶ範囲に沢山の疑問が残っています。Alito 判事は、同じ意見を持つ他 7 名の判事と共に大多数の意見を述べ、Sotomayor 判事は、異議を唱えるたった一人の人でした。唯一の疑問は、カリフォルニア州の人的管轄権行使は、アメリカ合衆国憲法修正第 14 条デュープロセスに違反したかです。カリフォルニア州は、「スライディングスケール」手法を採用しました。つまり、法廷地州と係争中の特定の請求との間の接点が強ければ強いほど、法廷地州との被告の無関係の接点が少ないとされる一方、州による被告に対する人的管轄権行使が認められています。BMS 事件の多数判決は、カリフォルニア州が取った手法をはっきりと拒絶し、無関係の一般的な接点は、特别人的管轄権を成立させないと明白に示しました。

勿論、最高裁判所は以前に、Nicastro 事件と Asahi 事件⁴において、特別管轄権及び通商の流れ理論の争点について述べていましたが、それらの事件は、通商の流れ理論の適切な適

⁴ McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011) 及び Asahi Metal Indus. Co. v. Superior Court of Cal., Solano Cty., 480 U.S. 102 (1987) Nicastro 判例及び Asahi 判例については本記事の第 2 部をご覧ください。記事のリンクは脚注 1 に示されています。

用を混乱に陥れました。しかしながら、Nicastro 事件と Asahi 事件の判決について説明するのではなく、BMS 事件の多数判決は、Nicastro 判例について言及せず、「通商の流れ」という明白な用語をさへ使う必要性を見逃し、Asahi 判例について手短かに言及しただけです。最高裁判所は、通商の流れ理論の主張をあからさまに打ち倒すこともしませんでした。代わりに、多数判決は、O'Connor 判事が擁護した Asahi テストであろうか Brennan 判事が擁護した Asahi テストであろうか⁵、「通商の流れ理論」に基づく人的管轄権の痕跡を二の次にするように、或いは、もしかしたらその根絶を示唆するように、「人的管轄権の定着した原則」を適用しました。

BMS 判例によれば、簡単に述べると、裁判所による被告に対する特別人的管轄権の行使は、制限なしに、（１）被告が法廷地州において活動を行うことによってその法廷地州における意図的利益、（２）法廷地州における被告の活動に起因し、又はそれに関連する請求及び（３）合理性⁶という３つの条件を必ず満たさなければなりません。最初の２つの条件が満たされると、「被告の負担、紛争で裁定を下すことによる法廷地州の利益、便利で効力を発する救済命令を取得することによる原告の利益、最も効率的な紛争解決を得ることによる州間司法制度の利益、そして、基本的な実質的社会政策を促進することによる複数の州の共有利益」⁷というような更なる検討事項が合理性条件に含まれ得て、被告の負担は、「一番の懸念事項」⁸です。Int'l Shoe 判例は再び、その８対１の BMS 多数判決により、人的管轄権の憲法修正第 14 条分析にしっかりと固められました。今日の疑問は、製品を通商の流れに置くことは Int'l Shoe／BMS テストを満たすか、それとも、最高裁判所は修正第 5 条連邦裁判所管

⁵ BMS, 137 S. Ct. 1785-86 頁

⁶ *Id.* (引用文省略).

⁷ *Id.* 1786 頁

⁸ *Id.* 1780 頁

轄事件のために違うテストを許容するかです。任意の通商の流れ理論を使って、自社製品が州内に置かれてそれにより損害が起きた州外又は外国企業に対する人的管轄権行使を成立させるのは恐らくもう特别人的管轄権行使の根拠となる正しい理論ではないと主張することも勿論できます。通商の流れ理論に基づく人的管轄権分析に対する最高裁判所の明白な拒絶がなく、かつ、全ての種類の事件への BMS 判例の明示的な適用もなく、いくつかの下級連邦裁判所は、様々な実際のシナリオにおいて BMS 判例を実質的に無視し、Brennan 判事の通商の流れ理論テストと O'Connor 判事の通商の流れ理論テストのどちらかを適用し続けます。Sotomayor 判事が自身の反対意見において述べたように、BMS 事件の賛成多数意見は「事実拘束」の意見⁹です。

本記事の第 2 部に記載されたように、Sotomayor 判事は、Nicastro 事件においても、Ginsburg 判事と Kagan 判事と共に、反対意見を示しました。BMS 事件においては、その 2 人の判事の支持を失いましたが、Sotomayor 判事は、自身の大多数との反対意見を強調し、「原告が、単一の州における単一の訴訟において、全国にわたる単一の行為により起因した複数の請求であって全てではなくそのうちの一部がその州において損害があった複数の請求を併合することを容認することは、『フェアプレイと本質的正義に対する伝統的な概念』を攻撃するものではなく、、、（略）。しかし、それはまさしく、今日最高裁判所により下された判決がデュープロセス条項により禁止されている」と述べました¹⁰。

⁹ *Id.* 1788 頁, 脚注 3 (Sotomayor, J., 反対意見)

¹⁰ *Id.* 1789 頁 (Sotomayor, J., 反対意見)

Nicastro 判例において、Breyer 判事と Alito 判事は、大多数と同意見で、単一の販売は、特別人的管轄権の判断の根拠を構成しないと述べました。BMS の多数判決は、Nicastro 判例を引用しませんでした。製造業者が製品を単に第三者である代理店に置いただけでは、少なくとも被告に対する係争中の請求が法廷地州において行われていなければ、製造業者に対する特別人的管轄権行使を成立させるものではないことを肯定し、Breyer 判事と Alito 判事の Nicastro 判例における観点を例として暗に敷衍しました。

被告と第三者との間の関係は、単独で、管轄権を判断するのに不十分な根拠です。この場合、[法廷地州] において [被告] が [自身の代理店] と一緒に関連行動を行ったとは申し立てられていません。ありのままの事実は、[被告] が [法廷地州] の代理店と契約を締結したことは、その州における人的管轄権行使を成立させるのに不十分ということです。

しかし、判示における「単独で」及び「少なくとも、、係争中の請求が法廷地州において行われていなければ」という限定詞に注目すると、これらの条件が満たされたら、違う判示が下され得ましたか。

何れにしても、明らかに、最高裁判所が Int'l Shoe 判例基準を重視していることは、World-Wide Volkswagen 判例における Brennan 判事の 1945 年以降商業世界観が変わったとの反対意見の直接拒絶です。結論として、特別人的管轄権行使を成立させるには、被告と、法廷地州と、係争中の請求との間に接点が必要存在しなければなりません¹¹。しかし、依然として残る未解決の争点は、被告の法廷地州又はその州内の行動との接点が必要法的責任に関

¹¹ Id. 1781 頁

する行動の原因であることはどれほど重要かです。Nicastro 事件において、Breyer 判事と Alito 判事は、今日の世界にとって全面的に正しい通商の流れ理論テストを公然と明示的に決定するための「関連する現代商業環境に対するより良い理解」を示す判例を探していました¹²。

BMS 判例は単に、そのような求められている事実を示していなかったでしょうか。彼らは自身の探求を諦めたのでしょうか。そのうち明らかになるでしょう。

BMS 判例以降も依然として不確かなまま

特別管轄権を判断する際に重大な疑問は沢山あります。それらの疑問への答えは今もなおはっきりしません。BMS 判例は本当に「事実拘束」でしょうか。個々の事件の特定の微妙な違いは重要でしょうか。過去 75 年間、商業活動及び進化してきた事業の運営方法における変化は価値があるものではありませんか。事件が、大規模の不法行為事件、単一の不法行為事件、非意図的や意図的な不法行為、製造物責任事件、集団訴訟、又は特許侵害事件であるかは重要でしょうか。製品の費用又は数量、つまり、法廷地州に持ち込まれた製品が、数百個の単価 5 ドルの製品であるか、1 個の数百万ドルの製品であるかは重要でしょうか。第 1 審裁判所が州裁判所か連邦地方裁判所かは重要でしょうか。被告が州外の国内エンティティであるか、非米国の外国エンティティであるかは重要でしょうか（Ginsburg 判事は、『『国際注文』において、対象となる州は米国の各州であってその部品の州ではありません。アメリカ国内の訴訟の公正な場所は基本的には裁判地の問題である』と強調しました¹³）。

¹² Nicastro, 564 U.S. 892-93 頁(賛成意見)

¹³ Id. 905 頁(引用文省略)

インターネット経由で広告することは、製品が全ての州にわたり得るという意図を含み、全ての州において広告することと見なされるでしょうか。アマゾンや eBay で製品を販売することは、必須な接点を確立することになるでしょうか。製造業者が製品を顧客に配送する場合と、アマゾンが製品を顧客に配送する場合はそれぞれ、どうなるでしょうか。原告が個人で被告が多国企業又は非米国企業の場合、原告にとっての公正／不便／苦難はより適切に考慮されるべきでしょうか。通商の流れ理論に基づく人的管轄権は、まだ関係あるか、それとも、捨てられていた、又は他の検討事項に含まれていたか、若しくは、捨てられるべき、又は他の検討事項に含まれるべきでしょうか。

全ての人的管轄権基準に合うフリーサイズなんて存在するべきでしょうか。それはよりシンプルにはなりますが、公正な法律は必ずしもシンプルとは限らず、シンプルな法律は必ずしも公正とは限りません。

最高裁判所で係争中の 2 つの通商の流れ理論事件

現在米国最高裁判所で係争中の事件は、BMS 事件後の、通商の流れ理論に基づく人的管轄権が取り上げられた 2 つの製造物責任事件¹⁴です。これらの事件において、原告は、損害が起きた自身の故郷の州において訴訟を提起しました。Bandemer 事件において、フォード (Ford) は、事故に関わった特定の車はミネソタ州において設計され、製造され又は元々販売されたものではなく、単に通商の流れに置かれた後にミネソタ州内に運転されただけなので、

¹⁴ Bandemer v. Ford Motor Co., 931 N.W.2d 744 (Minn. 2019), 証明書許可, 140 S. Ct. 916 (2020) 及び Ford Motor Co. v. Montana Eighth Judicial Dist. Court, 443 P.3d 407 (Mont. 2019), 証明書許可, 140 S. Ct. 917 (2020) (共に、フォード訴訟事件).

人的管轄権行使の対象ではないと主張しました。ミネソタ州最高裁判所は、フォードのマーケティング活動は継続的なもので、かつ法廷地州との組織的な接点があること、フォードは意図的に法廷地州を利用したこと及び BMS 判例はより直接接点を要求していないことを認定しました。Montana 事件において類似する事実が発生しました。モンタナ州最高裁判所は、「デュープロセスは直接接点を要求しておらず、被告の法廷地関連活動『に起因した』又はそれ『に関連した』原告の請求だけを要求している」と述べました¹⁵。

これらの事件において移送命令書を許可することによって、米国最高裁判所は、「に起因した」と「に関連した」という条件が意味することを決定し、（少なくとも製造物責任において）人的管轄権の行使を成立させ得るような、製造者の法廷地州におけるマーケティング活動が直接又は間接的にその州における損害との十分な接点を構成するかを決定する機会があります。その結果は、（基本的には、全国的に事業を行う企業に対する全国的な一般管轄権と同じで）全ての州において広告するフォードやアップルのような大手企業に対する特别人的管轄権が、全ての州において行使され得るか、或いは、企業の登記地州又は主な事業所が所在する州（Daimler 事件¹⁶下、一般人的管轄権の対象となる法廷地州）のみにおいて行使され得るかです。

これらの事件の結末は、類推により特許侵害事件を含み、全ての通商の流れ関連事件に影響を与え得ます。この 2 つのフォード事件は併合されました。論争の両側を支持する法廷助言書（amicus curiae brief）が提出されています。口頭弁論は、2020 年 10 月 7 日に行われる予定です。

¹⁵ Montana, 443 P.3d 490-91 頁

¹⁶ Daimler AG v. Bauman, 571 U.S. 117, 137 (2014).

BMS 判例及び修正第 5 条デュープロセス

最後に、BMS 判例に戻って少し付け加えると、BMS 事件の多数判決の最後の文章において、裁判所は、連邦控訴裁判所による人的管轄権行使に、修正第 5 条が同じ制限を課すかとの問題を「未解決のままに残しました」¹⁷。数名のコメンテーターが、裁判所は、修正第 14 条に基づくデュープロセスの範囲と修正第 5 条に基づくデュープロセスの範囲は異なると仄めかしていると推測しました。今のところ、事実上、両方の修正条項に基づくデュープロセスは同等のものであり、唯一の違いは、修正第 14 条は州に適用され、修正第 5 条は連邦控訴裁判所に適用されることであると全ての人が同意しています。BMS 判例は連邦州籍相違事件に適用可能である一方、一部の裁判所は、州間の主権及び連邦主義の争点は存在しないので、BMS 判例は連邦問題事件に適用されないと明示的に述べました。他の裁判所は、争点となる連邦法が全国的な訴状送達を許可しない場合のみに BMS 判例は連邦問題事件に適用されると述べました¹⁸。訴状送達と特别人的管轄権は、「切り離せないほどに絡み合っています」¹⁹。思い出せば、特許法は、全国的な訴状送達について規定していますが、最高裁判所はまだ BMS 判例が特許侵害事件に適用されるかについて明示的に判示を下していません。

デュープロセスの範囲は同等で、最高裁判所は、BMS 判例において固められたように、修正第 5 条に基づく人的管轄権判断に用いられる分析は修正第 14 条に基づいて用いられる 3 要因テストと異なることを示唆しているのでしょうか。それについては疑問に思いますが、現時点では

¹⁷ BMS, 137 S. Ct. 1784 頁 (多数決意見).

¹⁸ 例えば、Roy v. FedEx Ground Pkg. Sys., Inc., No. 3:17-cv-30116-KAR, 2018 WL 2324092 (D. Mass. May 22, 2018)をご参照ください。

¹⁹ Id. *3 参照

まだ不明です。修正第 14 条のみが BMS 判例の事実に関連しているので、修正第 14 条に基づく人的管轄権のみが決定されており、最高裁判所は、法廷で問われていない問題に対して判示を下しませんでした。

おわりに

数十の連邦地方裁判所が、BMS 判例以来、通商の流れ理論に基づく人的管轄権の難問に取り組んでいましたが、連邦巡回区控訴裁判所は今のところ、BMS 判例が Beverly Hills Fan 事件に与える可能な影響を決定しなければならないあらゆる機会を拒否しました。去年の 11 月、連邦巡回区控訴裁判所は、係争中の職務執行令状（mandamus）の申立を拒絶し、最後の判定の発表前にこの争点を決定するための「例外的状況は存在しない」と述べました²⁰。地方裁判所では、Gilstrap 判事は、BMS 判例は、人的管轄権のための通商の流れ理論の根拠を廃止していないと判定し、TCT は、職務執行令状の申立を行いました²¹。

3 カ月にわたって本記事をお読みいただき、誠にありがとうございます。最高裁判所がフード事件に対して判決を下した時、又は最高裁判所が特許侵害訴訟において特别人的管轄権に対する通商の流れ理論の影響について更なる意見を示した時に、（判決が特許訴訟に関連する範囲において、）最新情報をお届けします。その間に別々の州及び連邦裁判所における意見の相次ぐ分裂と相違に備えておきます。

²⁰ TCT Mobile Int'l, Ltd. に関して, 783 Fed. Appx. 1028 頁 (Fed. Cir. 2019).

²¹ Semcon IP Inc. V. TCT Mobile Int'l Ltd., No. 2:18-cv-00194-JRG, 2019 WL 2774362 (E.D. Tex., July 2, 2019).